

名古屋女子大学・越原学園理事会の暴挙を許さない！！

谷口教授を支援する会

第3弾

11・5 支援のつどい

名古屋女子大学の教職員組合副委員長の谷口教授が不当解雇され、2年余りが過ぎました。今年9月18日には名古屋地裁にて **全面勝訴判決** が出ました。

研究時間や授業担当をすべて奪われ、専門とは関係ない授業見学レポートを120回近く手書きするよう命じられるなどのイジメを受け、「教職員研修室」という名の“追い出し部屋”に入れられて、教授から助手に降任された挙句の解雇でした。一審判決では、これら一連の学園の行為が**労働組合法7条1号の不当労働行為**にも該当するものと認定され、**違法**なものと判断されました。

私たちは一昨年10月、大学教職員や地域住民など110名を超える参加者で「谷口教授を支援する会 結成のつどい」を成功させ、支援アピールを採択しました。それから1年後の「10・25 支援のつどい」では台風の影響にもかかわらず40名を超える支援者の参加があり、今なお支援アピールの賛同者・賛同団体が増えつつあります。

学園訓に「親切」を掲げる名古屋女子大学・越原学園理事会に私たちの怒りを示すため、谷口教授を教壇に復帰させるため、教育や研究の場を守るため、再び「11・5 支援のつどい」へのご参集を呼びかけます。今回は、2年にわたる裁判報告を中心に行います。

と き : 2014年11月5日(水) 18時開場 18:30~19:30

と ころ : 中京大学 名古屋キャンパス センタービル7階0702教室
(地下鉄鶴舞線・名城線「八事」駅5番出口すぐ)

内 容 : ①裁判報告 ②弁護団による解説 ③支援のごあいさつ
④行動のよびかけ 他

※ つどい後に同キャンパス内にて懇親会を開催します(会費3000円)

懇親会参加予定の方は、必須ではありませんが、事前にご一報いただければ幸いです。

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3-401 東海私大教連気付 谷口教授を支援する会

TEL : 052-883-6969 FAX : 052-883-6968 e-mail : n_honda@roren.net

支援する会ブログ : <http://taniguchishien.blog.fc2.com/>

谷口教授を支援する会 ニュース

第25号 2014年10月7日

発行 谷口教授を支援する会
〒456-0006
名古屋市熱田区沢下町 9-3-401
Tel : 052-883-6969
Fax : 052-883-6968
E-mail : n_honda@roren.net

谷口教授の全面勝訴判決（解説）

9月18日に言い渡しのあった名古屋地裁の全面勝利判決で、谷口教授側の主張が全て認められて、解雇無効、3回の懲戒処分の無効、助手への降格の無効、学園と理事長個人の慰謝料支払い命令、学園からの名誉毀損損害賠償請求の棄却の判断があったことを、先のニュース第24号でお知らせしました。今回はその判決について、もう少し詳しくお伝えします。

（※4面に弁護士による寄稿掲載）

裁判の争点

判決文はA4判で正味178頁にわたる大部のものでした。その中で、今回の裁判の主たる争点が以下の10点にまとめられています（17頁）。

- (1) 本件特命プログラムが違法か否か（18-45頁）
- (2) 懲戒処分1が無効であるか否か（45-50頁）
- (3) 懲戒処分2が無効であるか否か（50-54頁）
- (4) 本件配転命令が無効か否か（54-66頁）
- (5) 本件降任処分が無効か否か（66-83頁）
- (6) 懲戒処分3が無効であるか否か（83-86頁）
- (7) 本件ブログが不法行為に該当するか否か（86-129頁）
- (8) 本件解雇が無効か否か（129-133頁）
- (9) 被告らの不法行為の有無（133-135頁）
- (10) 乙事件請求が違法・不当なものか否か（135-136頁）



▲名古屋地裁

争点についての裁判所の判断

(1)は、2011年6月16日から始まり、名古屋地裁での差止決定が出される前日の2012年3月12日まで続いた漢検問題の取り組みなどの、学長名による特命プログラムの是非について争われたも

のです。裁判所の判断は「業務上の必要性・合理性を欠くものであり、不当労働行為にも該当し、業務命令権を濫用するものであって、違法、無効なものというべきである。」(142頁) というものでした。

(2)は、上記特命プログラムの最中の10月19日に研究室のパソコンが学園によって回収され、その中に組合データや、録音が禁止された6月16日の学園管理職とのやり取りを録音した音声データが入っていたことを理由に、12月14日に減給処分を受けたことの是非について争われたものです。裁判所の判断は、仮に谷口教授に職務専念義務違反があったとしても軽微なもので懲戒事由に当たらず、「不当労働行為にも該当するから、懲戒権を濫用するものとして、違法・無効というべきである。」(143頁) というものでした。

(3)は、2012年1月31日に学園によって研究室から持ち去られた私物の段ボール箱内に組合関係文書が入っていたことを理由に、2012年3月9日に減給処分を受けたことの是非について争われたものです。裁判所の判断は、基本的に「職務専念義務違反や施設管理権の侵害等があったとは言えず、仮に何らかの侵害があったとしても、減給処分をもって臨むべき懲戒事由に当たらないことはあきらかである。」ので、「不当労働行為にも該当するから、懲戒権を濫用するものとして、違法・無効というべきである。」(145頁) というものでした。

(4)は、特命プログラムについて名古屋地裁での差止決定が出された3月13日付で学園が行った「教職員研修室」への配転の是非について争われたものです。裁判所の判断は「大学教授として教育研究に携わる者については、単に自分の研究の追及・進展といった学問的な事柄のみに専念するのではなく、学生に対する教育指導として講義や演習等を行うということも雇用契約上の義務に含まれていると解されるが、講義や演習等は、大学教授にとっては自分の研究内容・成果の発表をし、さらなる研究の進展を図る機会でもあるから、講義や演習等を行うということは、雇用契約上の権利でもあると解するのが相当である(もっとも、…特定の講義や演習を行う具体的権利まで有するものではない。)。」(145頁) のに配転命令がなされたのは「業務上の必要性・合理性を欠くもので、不当労働行為にも該当するから、人事権を濫用するものとして、違法・無効というべきである。」(147頁) というものでした。

(5)は、「教職員研修室」への配転後、4月1日付で学園が行った助手への降任処分の是非について争われたものです。裁判所の認定は、「不当労働行為にも該当し、降任に必要な手続きも取られていないから、人事権を濫用したものとして、違法・無効というべきである。」(150頁) というものでした。

(6)は、降任後「教職員研修室」にて作成した文書の内容が学園の意に沿わないことが上司への逆パワハラに該当するという理由で、4月27日に減給処分を受けたことの是非について争われたものです。裁判所の判断は「懲戒事由に該当する行為の存在が認められず、不当労働行為として行われたものであるから、懲戒権を濫用するものとして違法・無効というべきである。」(151頁) というものでした。

(7)は、特命プログラム最中の2011年7月30日から同年11月14日まで続けられた匿名ブログ「名

古屋 某女子大学 マンガチック」の記事が学園に対する名誉毀損であるか否かについて争われたものです。裁判所は、「名古屋 某女子大学」という「標記から直ちに被告大学（＝名古屋女子大学）のことを指していると判断することはできない」が、そのように「判断する者が一定程度存在する可能性は否定できない」（153頁）として、16記事について「不法行為に該当するものであるかについて、念のために検討」（153頁）しました。その結果、16記事のうち5箇所が学園の社会的評価を下げるものと認定されましたが、いずれも不法行為に該当するとは認められませんでした。そして「本件ブログが被告大学ないし被告学園に関するものであると一般的に判断されるものではないし、仮にそのように判断する者が相当いるとしても、不法行為に該当する違法なものであるとは認められない。」（163頁）と認定されました。

(8)は、上記(7)を理由とした普通解雇の是非について争われたものです。裁判所の判断は「客観的に合理的な理由を欠くもので、社会通念上相当であると認められず、その権利を濫用したものとして無効というべきである。」（164頁）でした。

(9)は、特命プログラムから解雇にいたるまでの学園の一連の行為が谷口教授の人格権を侵害したか否か、また理事長にも責任があるか否かについて争われたものです。裁判所の判断は、学園と理事長の一連の行為を不法行為と認定した上で、その「不法行為は。協同して行われたものと認められるから、原告（＝谷口教授）に対し、連帯して損害賠償責任を負うことになる。」（166頁）というものでした。

(10)は、上記(7)に関して学園が1060万円の損害賠償請求を行ったことについて争われたものです。裁判所の判断は「本件ブログが被告学園に対する不法行為を構成するものとは認められないから、争点(10)については、判断する必要はない。」（166頁）というものでした。

なお(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)の判断のなかで裁判所は、学園の行為が労働組合法7条1号の不当労働行為、すなわち谷口教授が名古屋女子大学教職員組合の副執行委員長であることを理由とした不利益取扱に該当するものと認定しています。

裁判所の判決（補足）

以上の認定を踏まえて裁判所は、教授の地位確認を認め、懲戒や降任に伴う減給や給与の減額などの差額の支払いを命じ、解雇以降判決確定の日までの教授としての給与の支払いを命じ、学園と理事長個人が連帯して慰謝料と弁護士費用の330万円を支払うように命じ、ブログの名誉毀損を理由とした学園の損害賠償請求を棄却しました。この判決によって学園は約2200万円と、それぞれの支払い理由が発生した翌日から年5分の遅延損害金（＝利息）の支払うように命じられたわけです。なお、これらの支払いについては仮執行（判決確定前の仮払い）も認められています。

弁護士によるご寄稿

今回の裁判闘争で多大なるご尽力を頂いている弁護士団（小島高志弁護士、石塚徹弁護士）から、判決についてご寄稿いただきました。

今回の判決は、越原学園の一連の事件の公の判断の集約といえます。

弁護団が把握しているこれまでの事件は、①中高組合の不当労働行為救済申立事件（2008年）、②大学T事務職員解雇無効仮処分事件（09年）、③有期高校教員妊娠雇止事件（11年）、④大学組合委員長懲戒処分事件（その後解雇、同年）、⑤組合ピラ名誉毀損事件（同年）、⑥副委員長への不当業務命令差止請求仮処分事件（12年）、⑦副委員長配置転換無効仮処分事件（その後降任処分無効申立追加、同年）、⑧中高組合第2次不当労働行為救済申立事件（同年）です。これに今回の判決となった⑨谷口副委員長の解雇事件（同年）と⑩副委員長ブログを口実とした名誉毀損事件（同年）が加わります。さらには、デリバティブ取引による74億円損失事件、国税査察学内立入り事件もありました。

越原学園の非人道的な教職員への取り扱い、反組合体質、違法行為が明らかになるのは避けがたいでしょう。

今回の判決の骨子は既に解説されたとおりです。

この判決は、副委員長への業務命令、懲戒処分、配置転換、降格、解雇等の基底にある本質的部分すなわちこれらの事件を引き起こした原因が越原学園の組合敵視政策にこそあることを完全に読み切って構成されています。「不当労働行為」「権利の濫用」とたたみかける判決文の切れ味は鮮やかで確信に満ち、曇りがありません。行間からは裁判



▲左から石塚弁護士、谷口教授、小島弁護士

所の越原学園への強烈な批判、怒りを感じ取ることができます。さらにブログ名誉毀損問題についての学園の言いがかりを全て排除しており、同様の厳しい批判が読み取れるだけでなく、「Sさんの死」のブログについては、「Sさんに対する原告の想いを記載したという原告の主張も理解できる」と、副委員長の心情への理解も表明されています。

法廷での判決主文朗読は既に感動的であり、判決理由を読むにつれさらなる感動を引き起こさずにはおかない判決になりました。

このような判決を勝ち取るに至った谷口教授、そしてたたかいを支援してきた名古屋女子大学教職員組合の皆さん、東海地区私立大学教職員組合連合に結集した皆さん、支援する会の皆さんに対して、万感を込め心からの敬意を表します。

今後、学園の控訴も予想されます。谷口教授の復職に至るまで引き続きのご奮闘を期待します。